

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
欠席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷲 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
欠席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	堀 田 真 二
主 査（事務担当）	渡 邊 有 美 子
主 事（事務担当）	植 松 佑 太
主 事（事務担当）	島 田 夏 希

進行要領

発言者	内 容
	1. 開催日時 令和7年3月19日（水） 午前8時54分から午前9時23分 2. 開催場所 愛西市役所 南館1階 会議室1-3・1-4 3. 出席委員（13人）別紙のとおり 4. 欠席委員（2人）別紙のとおり 5. 議事日程 日程第 1 議事録署名委員の指名 日程第 2 議案第 36 号 農地法第3条の規定による許可申請 日程第 3 議案第 37 号 農地法第5条の規定による許可申請 日程第 4 議案第 38 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第3項の規定による当委員会への意見聴取について 日程第 5 決定第 12 号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について 日程第 6 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 4. 現況証明願 日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 6. 農業委員会事務局職員（5人）別紙のとおり 7. 本委員会の書記は、課長補佐 堀田 真二 主査 渡邊 有美子 主事 植松 佑太 島田 夏希 である。 8. 会議の概要 開会（午前8時54分） 定刻となりましたので、只今より、令和7年3月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長さんをお願いします。 会長さん宜しくお願いします。
事務局長	

会長	《会長あいさつ》																		
会長	それでは、本日の出席者数は（１５名中１３名）で、定足数に達しておりますので、只今より３月定例農業委員会を開会します。 審議に入ります前に、日程第１、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。 《異議なしの声》 それでは、 議席番号 １４ 番 浅井 佐智子 委員 議席番号 １ 番 横井 清美 委員 を指名しますので宜しくお願いします。 それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。 <table><tr><td>議案第３６号</td><td>農地法第３条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td><td>５件</td></tr><tr><td>議案第３７号</td><td>農地法第５条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td><td>２件</td></tr><tr><td>議案第３８号</td><td>農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条 第３項の規定による当委員会への意見聴取について・・</td><td>３件</td></tr><tr><td>決定第１２号</td><td>旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・</td><td>４４件</td></tr><tr><td>専決報告</td><td>1. 農地法第３条の３の規定による届出・・・・・・・・・・ 2. 農地法第４条第１項第７号の規定による届出・・・・・・ 3. 農地法第５条第１項第６号の規定による届出・・・・・・ 3. 現況証明願・・・・・・・・・・</td><td>９件 １件 ２件 １件</td></tr><tr><td>報告</td><td>1. 農地法第１８条第６項の規定による通知・・・・・・・・</td><td>１２件</td></tr></table>	議案第３６号	農地法第３条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	５件	議案第３７号	農地法第５条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	２件	議案第３８号	農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条 第３項の規定による当委員会への意見聴取について・・	３件	決定第１２号	旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・	４４件	専決報告	1. 農地法第３条の３の規定による届出・・・・・・・・・・ 2. 農地法第４条第１項第７号の規定による届出・・・・・・ 3. 農地法第５条第１項第６号の規定による届出・・・・・・ 3. 現況証明願・・・・・・・・・・	９件 １件 ２件 １件	報告	1. 農地法第１８条第６項の規定による通知・・・・・・・・	１２件
議案第３６号	農地法第３条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	５件																	
議案第３７号	農地法第５条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	２件																	
議案第３８号	農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条 第３項の規定による当委員会への意見聴取について・・	３件																	
決定第１２号	旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・	４４件																	
専決報告	1. 農地法第３条の３の規定による届出・・・・・・・・・・ 2. 農地法第４条第１項第７号の規定による届出・・・・・・ 3. 農地法第５条第１項第６号の規定による届出・・・・・・ 3. 現況証明願・・・・・・・・・・	９件 １件 ２件 １件																	
報告	1. 農地法第１８条第６項の規定による通知・・・・・・・・	１２件																	
会長	それでは、議案第３６号 農地法第３条の規定による許可申請５件について審議をお願いします。まず、議案番号４番の審議をおこないます。議案番号４番については、総会規則第１７条の「議事参与の制限」に該当します。関係委員は退席をお願いします。 《関係委員 退席》 それでは、事務局より説明をお願いします。																		
事務局	《事務局説明》（４番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）この案件につきましては農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思わ																		

	れます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案番号 4 番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第 3 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 4 番について賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。 それでは関係委員に入ってもらって下さい。 《関係委員 着席》 それでは、議案番号 1 番から 3 番および 5 番について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(1 番から 3 番および 5 番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明) 以上、4 件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第 3 6 号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。 (発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第 3 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 1 番から 3 番および 5 番について賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。続きまして、議案第 3 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 2 件について審議をお願いします。 それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、親の代から外構工事を中心に事業を行ってきました。時代とともに必要となる車両や重機、資材などが増えてきてその置き

	場所に苦労しています。土場として利用しているところは先代から継続しているのですが、借地であり、重機やトラックは自宅の駐車場に止めております。妻の実家の敷地の一部にも資材や車を仮置きしているののでいつまでも置けません。また、昨今の資材高騰により少量では割高となってしまう、頻繁に使用する資材はまとめて仕入れたいのですが、それに見合った資材置場がありませんので、事業用地を確保することが望ましいと考え、本申請となりました。今般の申請にて申請地を譲り受け、資材置場及び駐車場を設置する計画です。 （２番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、平成 11 年に会社を設立し、あま市篠田に事務所を構えて日用雑貨品の販売業を主として営んでおります。申請地の南側には申請者の代表取締役の自宅があります。自宅ではありますが、社員との交流も含めて取扱商品の選定会議等を行う為、頻繁に社員 10 名ほどが訪れます。会議は定期的に行われ、夜間に及ぶことも多いので自宅の駐車場を使ったり、近隣同士の従業員には自動車に乗り合わせてきてもらったりして対応しております。近隣にはコインパーキング等はなく、その中で申請地の土地所有者から譲っても良いという話がありましたので本申請に至りました。 今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。 以上、２件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第 37 号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	（発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは、議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 2 件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	（全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。
事務局	続きまして、議案第 38 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による当委員会への意見聴取について 3 件についての説明をお願いします。 《事務局説明》（1 番から 3 番の権利移転をする者、権利移転を受ける者の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利、事由、期間を朗読及び詳細説明）以上、3 件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要

	件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第 38 号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第 38 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による当委員会への意見聴取について 3 件について賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会長	有り難うございました。全員賛成と言う事で、市へ答申することに決定いたします。
会長	続きまして、決定第 12 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(1 番から 44 番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)旧経営基盤法第 18 条の規定による農地利用集積につきましては、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。申請番号 1 番から 44 番、全体筆数は 313 筆、面積は 334253.64 m² です。 1 番から 36 番まで愛知県農業振興基金が一次借受人となっており、耕作人として、24 名の方々が借り受けております。その他 37 番から 44 番は相対の利用権設定で 3 名の方が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、蔬菜です。 愛知県知事同意は令和 7 年 3 月 6 日、愛知県農業振興基金同意は令和 7 年 3 月 6 日、公告年月日は令和 7 年 3 月 28 日、契約開始年月日については、申請番号 1 番から 16 番、とんで 37 番から 44 番の相対利用権分が、令和 7 年 4 月 1 日、申請番号 17 番から 35 番が令和 7 年 5 月 1 日、申請番号 36 番が令和 7 年 6 月 1 日となっております。権利の内容は、賃貸借権、使用貸借権でございます。 この事案につきましては旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて、満たしていると思われます。なお、今回 4 月 1 日始期のもの以外に、5 月 1 日・6 月 1 日始期分のもものと一緒に決定事項に上がってきたのは、改正基盤強化促進法附則第 5 条による地域計画公告前、経過措置期間中の農用地利用集積計画が今月末の公告で最後になることによるものです。中間管理事業の利用権の更新や新規集積のマッチング等の事務作業は随時、農協の北部営農センターさんに担っていただいております、所有者および借受者の実際の書類等が集まっているもので、今月末の最後の公告に間に合うものは、すべて上げさせていただきました。以上で説明を終わります。

会長	只今、事務局より決定第１２号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。
会長	利用権設定で相対が選択される理由にはどのようなことが考えられますか。
事務局	物納や個人間での賃料のやり取りが理由として考えられます。
会長	その他宜しいでしょうか。 それでは、決定第１２号 旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。
会長	続きまして、専決報告 ４件 について事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 (専決報告 農地法第３条の３の規定による届出 １番から１３番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、１３件の届出を受理しました。 (専決報告 農地法第４条第１項第７号の規定による届出 １番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、１件の届出を受理しました。 (専決報告 農地法第５条第１項第６号の規定による届出 １番から２番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、２件の届出を受理しました。 (専決報告 現況証明願 １番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、１件の届出を受理いたしました。
会長	只今、専決報告 ４件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。

	す。 続きまして、報告 1 件 について事務局より説明をお願いします。 《事務局説明》 (報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 1 番から 12 番の申請者住所 氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、12 件の合意解約を受付いたしました。
事務局	
会長	只今、報告 1 件 についてご説明させていただきました、これについて何か ご質問ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。
会長	これをもちまして、3 月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。 (終了 午前 9 時 23 分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和7年3月19日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者
議席番号14番委員 浅井佐智子

議事録署名者
議席番号1番委員 横井清美